

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第13回)

日 時：平成24年9月19日(水)

議会広報委員会終了後

会 場：鳥取市役所5階 議場

— 日 程 —

1 開 会

2 日本設計からの質問表の回答について

3 その他

4 閉 会

□鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務
 質疑応答・連絡事項一覧表

NS: 日本設計 TC: 鳥取市

20120914日本設計⇒

| No. | 質疑日 連絡日 | 質疑項目 該当資料 | 質疑者 TC NS | 質疑・確認事項内容 | 回答 希望日 | 回答日 反映日 | 回答内容 |
|-----|------------|--------------|--------------|--|-----------|------------|------|
| 1 | 0913 | 用語 | NS | 建物名称は下記でよろしいでしょうか（資料により名称が異なっておりますが、混乱防止のため名称統一させてください） 「本庁舎」「新第2庁舎」 「半地下駐車場」 | 0920 | | |
| 2 | 0913 | 前提条件 | NS | 調査する計画案の内容は仕様書に記載の事項とし、参考資料で仕様書と不整合な事項が記載されている場合は仕様書を正とすればよろしいでしょうか | 0920 | | |
| 3 | 0913 | 計画範囲 | NS | 本計画の整備対象範囲は本庁舎及び南側駐車場と考えればよろしいでしょうか | 0920 | | |
| 4 | 0913 | 残存建物 | NS | 本庁舎北等部分にある駐輪場、倉庫、書庫は残置するものと考えればよろしいでしょうか。 | 0920 | | |
| 5 | 0913 | 新第2庁舎 | NS | 新第2庁舎の工期を算出するにあたり、免震構造を前提に検討すればよろしいでしょうか。（建設費概算と整合するため、第8回特別委員会資料） | 0920 | | |
| 6 | 0913 | 外構 | NS | 駐輪場の必要台数をご教示願います。（配置計画に影響します） | 0920 | | |
| 7 | 0913 | 耐震設計の基準 | NS | 本庁舎及び新第2庁舎の耐震設計の基準は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」を準用し、「災害応急対策活動に必要な施設」にあたるため、下記と考えてよろしいでしょうか。 構造体 : I類、 建築非構造部材 : A類、 建築設備 : 甲類 | 0920 | | |

官庁施設に求められる耐震性能

官庁施設の多くは、地震災害時において、災害対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などに従事するなど、災害対策拠点施設として機能することが求められています。「官庁施設の総合耐震計画基準」では、入居する官署の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性の目標を規定しています。

| 耐震安全性の分類 | | | | |
|---------------------------|--|----------|---------|------|
| 施設の用途 | 対象施設 | 耐震安全性の分類 | | |
| | | 構造体 | 建築非構造部材 | 建築設備 |
| 災害対策の指揮、情報伝達等のための施設 | 指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック期間が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設 | I 類 | A 類 | 甲 類 |
| | 指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する期間が入居する施設 | II 類 | | |
| 被災者の救助、緊急医療活動、消火活動等のための施設 | 病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設 | I 類 | A 類 | 甲 類 |
| | 上記以外の病院、消防関係施設 | II 類 | | |
| 避難所として位置付けられた施設 | 学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設 | II 類 | A 類 | 乙 類 |
| 危険物を貯蔵又は使用する施設 | 放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設 | I 類 | A 類 | 甲 類 |
| | 石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設 | II 類 | | |
| 多数の者が利用する施設 | 文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設 | II 類 | B 類 | 乙 類 |
| その他 | 一般官公庁施設 | III 類 | B 類 | 乙 類 |

| 耐震安全性の目標 | | |
|----------|----------------|--|
| 部位 | 分類 | 耐震安全性の目標 |
| 構造体 | I 類 (1.5) | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | II 類 (1.25) | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物をしようできることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | III 類 (1.0) | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 |
| 建築非構造部材 | A 類 | 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | B 類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。 |
| 建築設備 | 甲 類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。 |
| | 乙 類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。 |

※構造体の分類のカッコ書きは、重要度係数。